



紛争過程における主体像の位置

Nishida, Eiichi

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 06/ 2J

(Issue Date)

2006-01

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100002>



CDAMS ディスカッションペーパー
06/2J
2006年1月

紛争過程における主体像の位置

西田英一

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

： 実践のなかの主体イメージ

紛争当事者とはいったいどんな存在なのか。この問いは、法主体論と関連づけて論じることのできるテーマである。他方でこの問いは、弁護士や調停委員、家裁調査官等々、およそ紛争に第三者として関与するすべての人びとが日常の関与実践を行う上での根底的かつ切実な問題関心でもある。紛争関与第三者にとって、たとえば当事者はどこまで自律的な存在なのか、自分(たち)の問題を自分(たち)で解決する能力をもっているのかといった問いは、関与の方針や具体的活動を展開していく上で避けて通ることのできない重要な実践上の問いとなっているように思われる。

もちろん個々の関与者の問いの持ち方はさまざまであろうが、もし あらかじめ当事者の存在を一定の見立てのもとに規定してかかるとすれば、しかも 当事者をその性質や能力の次元で規定してしまうとしたら、そこには大きな危険が伴うように思われる。というのも、こうした考え方の背後には、当事者に一定の能力や性質がまずあって、紛争実践の過程でそれらは変化することなく事態の展開を大きく方向づけるとの前提があるように思われる。もちろん、関与者がなにがしかの当事者イメージをもつことは自然なことである。しかしそれを、自律性があるかどうか、解決能力があるかどうか等々、当事者について一般的な能力や性質の次元で規定してしまうことは、関与者のある種の善意とは裏腹に当事者の活動を制約する危険をはらむように思われる。

むしろ、紛争過程における当事者のあり方、振る舞い方は、関与第三者にとっての独立変数(まして定数)ではなく、関与者の見込みや見立ての従属変数ともなりうるものと考えられる。場合によっては、関与者がもつ当事者イメージという思い込みとそこから生まれる関与行為が、紛争過程における当事者の多様な活動の可能性を強く限定してしまうことさえあり得るのである。

本報告では、こうした問題意識から紛争過程における主体のありようを、具体的な場面や関係から離れた一貫し安定した抽象的法主体像ではなく、当事者・関与者が紛争実践において“引き受けたり押しつけたり打ち消そうとしたりする”多様な主体イメージに着目しながら検討してみたい。

いうまでもなく、これらの主体イメージを積分しても一まとまりの主体像に収斂することにはならない。むしろ、実践のなかに現れるこうしたさまざまな主体イメージが、どのようなやりとりの中から生み出されるのか、そしてその関係的に生成される主体イメージが紛争という実践の展開にどんな働きをするのかについて検討してみたい。つまりここでの問いは、当事者とはどんな存在「であるか」ではなく、当事者や関与者が多様な接触や交渉の中で相互にどのような者「として」関わり活動を展開していくのか、そしてそこから何が起こるのかである。

以下ではまず、2つの具体的な紛争(処理)実践事例を取り上げる。1つ目は離婚調停の事例、2つ目は医療過誤訴訟を本人訴訟で戦った事例である。これらの事例分析を通して実践次元での主体イメージ生成の過程や機序の一端について考察し、さまざまな接触を通して生成するものとしての主体観念を提示してみたい。

：“依頼者”の構築と“当事者”の喪失

まず初めに取り上げるのは、ある離婚調停の事例である(石山 1994)。この事例では調停の比較的早い段階で、調停委員会から調査官にカウンセリングが命じられた。カウンセリングは8ヶ月にわたり、夫妻それぞれ約 20 回の個別面接が行われた。

(1)面接経過

以下 ～ は、担当調査官自身による報告(中原 1994:241-251 頁)をもとに、面接経過を要約したものである。

< 夫との面接 > 妻は貯金や世帯主などの名義を夫から自分に変え、夫は離婚の誓約書や離婚届を書かされ家を出された。第1回目の面接で調査官は「自分から積極的に訴えようという姿勢がない」という印象をもつ。ところが3回目に、夫から「きわめて重大な告白」がなされる。夫は調査官に対し、「小さい頃一度余計なことをいって、父に口を裂かれそうになった。それから口をきくのが嫌になった。」「学校も出してもらえず、自分で働いて夜間高校を出た。淋しくて年上の女性にあこがれ、みさかいなく夢中になってしまった。誰か私のまわりでしゃべってくれて、明るい笑い声が聞きたかった。」と語り始める。4回目の面接で夫は、「自分はこんなにまで妻にとって無意味な存在かと思って涙が出た。今になって離婚を拒否されている。その悔しさや憎しみが高まって妻の顔を見ると何をするかわからない。」と述べる。調査官は、「夫はこの日初めてかすかな笑顔を見せ、積極的な感情表出も見られるようになった。」と評価し、「問題解決へ模索の姿勢が芽生えはじめた」と判断する。10 回目以降の面接では、夫の語りには「暗いうち沈んだ調子が消え、かなり明るいはっきりした口調にかわり、視線が合っても以前のようにそらさない」ようになる。

< 妻との面接 > 妻は1回目の面接から、「第三者が口出しすべきではない。私が“夫婦はお互いに努力すべきだ”といったら、夫の弁護士は“あなたのいうことは理屈に合っているが、理屈通りにはいかない”という。私は正しいから弁護士はいらない。夫は私に“仕事をやめて家庭に入れ、家庭に安らぎがない、勝手に働いている”等といい、その考えを改めようとしませんが、私のほうが正しい」等猛然と調停委員、夫の弁護士、夫を非難した。3回目以降は、妻は「なぜ自分の言い分を夫に伝え、間に立って夫を説得しないのか」とカウンセリングへの不満をぶつけた。妻は「夫婦は対等の立場で協力すべきだ。封建的な生活は私には合わない。」と語った。ところが8回目に妻は突然「どうしていいかわらなくなった」と弱々しく語りはじめた。その後は、猛然と建前論に復帰し、無一文で家を出された夫には到底不可能な「何百万円の慰謝料を払うべきだ」と強調したかと思えば、「男の人はやはり電気のついた温かい部屋に帰りただろう。それは子どもだって同じだろう。」「私のやり方が夫の気持ちを傷つけたのだろう。」と語ったり、妻の気持ちは大揺れにゆれた。

< 合同面接 > 個別面接がそれぞれ 20 回前後積み重ねられた段階で、調査官に転勤の内示があったため、合同面接が行われることになった。夫婦は互いを非難し始め、一気に険悪な雰囲気になった。夫も妻も一歩も退かず1時間が経過した。別の当事者の面接を終えて1時間後に急いで部屋に戻った調査官は、「二人が虚脱したような顔つきで黙って向かい合っている姿」を発見した。養育費や面接交渉に関する事

柄も含めて合意ができ、離婚することに決まったという。

(2) 関与者による分析

最後の合同面接で急展開し直接の話し合いで一気に終結してしまったこのケースについて、面接を担当した中原調査官は次のように評価する。

夫は、今まで他人に語ることのなかった父親との関係を、「ついにカウンセリング場面でそれを語り、それを受容されることにより励まされて、くりかえし語り続ける。語るということでそれを客観化し、そのことが彼自身にもっている意味を自ら吟味する中で、彼は頭を上げ、視線をそらさず、思うことをはっきりいえる彼に成長していった。」(中原 1994: 250 頁)

他方妻は、「従来通り建前論を振り回した。カウンセラーは同調もしないけれども、彼女の語るすべてについて熱心に耳を傾け、受容し、共感しようとした。」「どうしたらいいか分からなくなったというきわめて弱々しい発言…もまた受容され共感された。建前論から離れた人との関わりを体験し、建前論から離れて夫との関係や夫や自分の気持ちを見直し、それをカウンセリング場面で言語化し客観化できるところまで成長していった。」(同:250 頁)

こうして調査官は、「カウンセリング過程での二人の変化」、つまりカウンセリングによるパーソナリティ変化が当事者自身による解決を生み出したと評価する。

(3) 批判的考察 : 「依存的自己」の生成

もちろん、カウンセラーとして双方に直接関与したこの調査官自身による分析とは別の解釈も可能である。

中原調査官は、この夫婦はともに「神経症的パーソナリティ」(同:249 頁)だったと見ているが、はたしてこの夫婦は神経症的「パーソナリティであった」のかどうか。そしてカウンセリングによってそうした「パーソナリティが変化した」のかどうか。

調査官の分析によれば、「夫に最も特徴的なのは対人恐怖症であり、正視恐怖の症状(同:250 頁)」だとされるが、ここでの疑問は、神経症や対人恐怖症云々についてはなく、それらをパーソナリティという何か安定的な性質あるいは能力(の欠如)として個体に結びつける思考方法に関係する。

たしかに調査官による報告を読む限り、夫の語りにはどこか消極的なイメージを嗅ぎ取ることもできる。しかし、こうしたパーソナリティは、少年期からの「生育過程の父親との関係によって形成された」(同:250 頁)属性であるよりも、むしろ 20 回にわたる調査官との面接の中で構築されたものだったのではないだろうか。他者(たとえば父親)との関係について「自ら吟味し思うことをはっきりいえる」(同:250 頁)ことを自律性の一部とよぶとすれば、自律的でない夫は調査官がカウンセリングに持ち込んだプロットによって引きだされたものだったとも考えられる。だとすると、はじめに非自律的自己があったのではなく、自律的自己への成長という目標を徐々に受入れ、次々と被害体験を想起し「告白」を積み重ねていくことで再帰的に構築されていったのではないか。つまり、この自律的自己への“成長の物語”のためには、夫は何よりもまず非自律的自己から始めなければならなかった。

もっとも、夫の告白が調査官の提示する物語プロットによって強いられたわけでもなく、夫の側から積極的に告白に飛びついた可能性もある。カウンセラー側からすれば、励ま

され、語ることを通した気づきと映る告白作業は、聴かれうる声を積極的に探すうちに「問題」の中心が調査官との関係のほうにずれていった可能性は否めない。

と同時に、調査官のほうもまた夫の告白に「乗った」のではないかと奥山は分析する(奥山:268頁)。実際、“調査官によるプロット導入”“夫の告白”“調査官による告白聴取と再要求”というある種の“エスカレーション”がここには起きていたように思われる。そしてこうした循環運動の中で、依存的な依頼者が生み出され、当事者(性)が失われていったのではないだろうか。つまり、半年にわたって行われたカウンセリングによって自律的自己と問題解決能力が獲得されたのではなく、半年以上にわたる非自律的自己の痕跡発見作業に引き込まれた後その共同構築作業のループから突如解放された瞬間に、自らの問題によく直面しえたケースと解釈することもできるのである。

ここまで見たのは、関与者が設定する自律的自己への成長という主題が逆に依存的自己の発見を促すことがあるという一つの事例であった。当事者をどのようなものとするのかは、関与者個人の予見を超え、いわば予言として自己成就的に達成される可能性をこの事例は示しているように思われる。そして、ここに見られる依頼者構築/当事者喪失という展開は、広く紛争関与活動一般にも起きうる機序のように思われる。つまり、紛争関与実践にあたってあらかじめ固定された当事者イメージをもつこと、それも当事者の「中に」自律性や能力を読み込むことには、当事者の行為の可能性を奪う危険が潜在しているといえるのではないだろうか。

： 何者として語(らせ)るのか

紛争過程における当事者の行為の可能性とは、多様であること、別様であることだけを意味するものではなく、変態あるいは変容というもう一つの可能性をも含んでいる。

医療過誤訴訟を本人訴訟で戦った次の事例(佐々木 2000)は、法廷における一連の対抗的やりとりの中で自己イメージを変容させていったケースである。出来事は、高校2年生のM君がバイク事故で救急病院に搬送された夜から始まる。レントゲンでは骨折もなく、CTでも頭に異常はないとのことで入院しながら経過観察することになった。入院直後から激しい腹痛や吐血があったが、打撲とのことで2日目からは食事も出された。ところが9日目の検査で十二指腸後腹膜破裂が疑われ緊急手術を受けたが、すでに治療困難な状態になっていた。4日後、別の病院に転院したが、施すすべなくその3日後に亡くなった。

両親は息子の死を納得のいくものにすべく、医療過誤訴訟に詳しい弁護士を探し裁判を始める。しかし、医療の素人である原告はもちろん、医療裁判に通じた弁護士にとっても、医学という専門知の壁は高い。被告病院側は、訴状の中の用語の誤りを指摘する等、原告の訴えを、“よく知らない者”が主張しているという出来事として浮かび上がらせようとする。その後も病院側は一貫して医学上の専門知識を提示することで、原告を“素人”として構成しようとする。

原告両親もまた、この素人というポジションを自然なものを受け止めていたように見受けられる。独学で医学を勉強すると同時に、病院側の過失を立証すべく協力医を求めて全国を回ったことは、専門家対素人という対抗軸を受け入れていたことを示している。

提訴から1年2ヶ月後、両親の懸命の努力の末、入院翌朝に撮ったX線とCT写真に

十二指腸後腹膜破裂を示すガス像が写っていることが判明した。この決定的証拠によって、息子の死の原因は法的・医学的に明らかにされるはずであった。ところが、原告代理人の弁護士や裁判官からは和解が何度か勧められる。両親はこれを断固拒否。のみならず、和解を勧める弁護士を解任し、本人訴訟へと移行した。知識や経験の不足として否定的意味合いをもつ“素人”というポジションは、専門性に対するなにがしかの尊重の限りで受け入れられるものである。しかし、決定的証拠が出て以降、それは崩れてしまった。

崩れは、法や裁判や医学という専門性への信頼だけでなく、自身のポジションにも起こっていた。病院側の準備書面を埋め尽くす専門用語の解説とそれによる素人定義は、当初は両親を知識のギャップを埋める作業に駆り立てる。しかし、こうした否定的ポジションの過剰な押しつけと攻撃は、専門家対素人という図式からの離脱へと両親を向かわせた。決定的証拠が出て以降は、ベテラン医師を強調する病院側に対し、「失礼ながら老練というのは、ただ年がいているというだけ」(陳述書その1)と述べる時、ベテランの内実を唾うだけでなく、当然のように敷かれ受け入れてもきた専門家/素人構図自体に倦み放棄した。

もはや両親とくに母親は、医療と法の素人ではなく、入院直後からずっとM君を近くで見ている者としての気づきを得たように見受けられる。自ら尋問することになった医師への証人尋問での母親の次の声に、その自信と確信を感じ取ることができる。

(母親) そのときに本当に苦しんでおまして、これは急性腹症だ、大変だということを本当は考えて診てほしかったんですね。そして明る日、朝ですけれども7時50分、吐血をしました。膿盆に二杯ほどの黒褐色の吐血をしたんですけども。

(A医師) 看護日誌によりますと、膿盆に2分の1ということなんですが。

(母親) 2回取ったんです、私が。そのときにいらしたんですけども、そのときに私が、これは内臓破裂と違うかなと言ったら、先生はどうおっしゃったんですか。

(A医師) そのことは私自身今記憶ないんですけども、(中略)今後の経過によってまた違った状態になることがあるということはお話ししたと思います。

(母親) だけど、鼻血を飲み込んだもんだ、お母さん、大丈夫ですよとおっしゃいませんでしたか。(証人調書1)

自ら膿盆で2回に分けて吐血を受け、心配になって内臓破裂ではないかと確かめたにもかかわらず、その声は“素人”考えとして安易に聞き流された。ここでの両親は、子どもをなくした親である以上に、ずっと付き添い、病状を案じて医師に何度も尋ねた限りで、救命にも関わりをもった親であった。その思いをぶつけるこの母親の迫力ある声に比べ、吐血の量を看護日誌でしか知ることのない医師のことばは頼りなげな印象を与える。この時点における母親のポジションは“知らない”者ではなく、誰よりも“知る”者へと崩れながら変形していったのである(西田 2004)。

一般に勝訴率が低いといわれる医療過誤訴訟、しかも本人訴訟で勝訴を勝ち取ったこの事件から、両親の非常に強い主体性のようなものを読み取る向きもあるかもしれない。しかしそれは、この両親の能力や性格から生まれたというよりも、過剰なまでに“素

人”規定をする相手方弁護士、和解を勧める原告代理人、和解と代理人再選任を勧める裁判官たちとの接触の中で、いわば“反照的”に生み出されたものだと考えられないだろうか。

： 声と主体の生成

以上2つの具体的な紛争実践を通して、主体イメージの生成について検討してきた。1つ目の離婚調停の事例では、ある種の自律性獲得というプロットに沿ったカウンセリングを通じて、非自律的な自己イメージがエスカレーション的に協働構築される過程を垣間見た。2つ目の事例では、専門性との対抗を通して交渉ポジション(あるいは自己イメージ)を変化させていく過程をトレースしてみた。調停と訴訟、離婚と医療過誤等々、同列には論じられない面がいくつかあるにもかかわらず、これら2つのケースには紛争実践の中で当事者が当事者であることの困難と同時に、関わりを通して当事者性を見つけていく可能性が示唆されているように思われる。

さらにここから、紛争過程における主体イメージという問題について次のような仮説的見解ないし視点を提起することができる。

「できつつあるもの(becoming)」としての主体

まず第1に、主体なるものは、はじめからある性質や能力をもった存在として「ある(being)」のではなく、関わりの中で「できつつあるもの(becoming)」と捉えるべきではないか。たとえば離婚調停事例における夫は、依存的で神経症的パーソナリティであったのだろうか。カウンセリングによって、ものをはっきり言える自己へと変化したのだろうか。そうだとすることも違うということも、答えてみたところでいっこうにすっきりしない。

問題はむしろ、紛争当事者を“パーソナリティ”という安定した性質や能力をもった存在として見立てることで、紛争実践の何が見えてくるのかであろう。当事者の活動と事態の展開を説明するとき、何か安定した要素を立てると説明がしやすいのかもしれない。しかし、人びとの行為を個人の性質や能力という変数に還元して説明する方法は、現場で起こる行為の多様性や変化をしばしば切り捨ててしまうという点で問題があるように思う。むしろ、紛争・解決という実践は、さまざまな行為体の接触を通して生み出されたり崩れたり削られたりするものであり、そうした運動として当事者、関与者、紛争実践を見ていくことが必要ではないだろうか。こうした視点から主体のありようについてキャッチコピー的に述べるとすれば、“接触し変形する行為体”と表現することができよう。

個体の能力から関わりのパフォーマンスへ

主体のありようについて能力や性質の次元から捉えることを批判するからといって、個人が何の力ももちえないというわけではない。それどころか、当事者はさまざまな接触を通して、人や状況に働きかけ新しい見えを獲得している。上に見た医療過誤訴訟事例の原告両親の自信と迫りに満ちた声は、決して「もともとあった」ものではない。沖縄で出会った協力医師の助言、書店で偶然見つけた『腹部救急疾患』という医学書の中の解説文、そして何より代理人、裁判官、被告弁護士等との対抗と接触のなかで引き出された力だと考えられる。両親は、これらの接触を通し、そのつどの見えや見通しと交渉しそれらに導かれながら行為を積み重ねていったのであって、何か内在的、先在的な能力によって紛争と裁判を遂行していったのではない。

学習や認知に関する状況論的アプローチにおいては、すでに伝統的心理学の「裸の能力」という实在論的想定が否定されているが(石黒 2001:72 頁)、まさに人びとが発揮する力は、個体の中に閉じこめられた能力ではなく、他者や環境との相互作用あるいは接触連鎖として生み出されるものと見るべきではないだろうか(西田 2006)。つまり、着目すべきは個体の能力(あるいは能力をもつ主体)ではなく、関わりの力(あるいはパフォーマンス)なのである。

以上本報告では、主体イメージについて紛争実践における位置に焦点を当てて検討してみた。紛争という活動を動かしていくものが当事者、関与者間の多次元接触にあるとすれば、紛争研究の一つの課題はそうした接触の仕方の考察であろうし、弁護士をはじめとする関与実務家にとっての実践課題はその出会い方のマネジメントということになるであろう。これらについては、今後の研究課題としたい。

参考文献

- 石山勝巳(1994)『対話による家庭紛争の克服 家裁でのケースワーク実践』近代文芸社
- 石黒広昭(2001)「アーティファクトと活動システム」茂呂雄二編『実践のエスノグラフィ』金子書房
- 奥山淳一「ものぐさ調整考」石山勝巳『対話による家庭紛争の克服 家裁でのケースワーク実践』(近代文芸社、1994)
- 佐々木孝子『悲しき勝訴』(医療過誤を考える会、2000)
- 土屋由美「対話的關係の交渉と歴史としての「声」」石黒広昭編『社会文化的アプローチの実際 学習活動の理解と変革のエスノグラフィー』(北大路書房、2004)
- 中原尚一(1994)「あるカウンセリングケース」石山勝巳『対話による家庭紛争の克服 家裁でのケースワーク実践』近代文芸社
- 西田英一「身構えとしての声」和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』(法律文化社、2004)
- 西田英一(2006 発行予定)「紛争への第三者関与 接触し変形する主体と声」法社会学 64 号